

写

北労発基0805第1号
令和6年8月5日

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳 殿

北海道労働局長
三富 則江

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- ・ 北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第4号）
- ・ 北海道鉄鋼業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第2号）
- ・ 北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第3号）
- ・ 北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第5号）